調査の概要(月報(概数))

公表している人口動態統計

人口動態統計速報

数値:調査票を作成した数

集計客体:日本における日本人及び外国人、

並びに外国における日本人

(いずれも前年以前発生のもの

を含む)

公表:毎月(調査月の約2か月後)

人口動態統計月報 (概数)

数值:概数

集計客体:日本における日本人

(前年以前発生のものを除く)

月報 (概数)

公表:毎月(調査月の約5か月後)

月報年計 (概数)

公表:毎年*(年間合計)

(調査年の翌年6月上旬)

各月の月報(概数)は太枠内に示す破線に関する ものである。

*印については概況としても公表する。

人口動態統計年報 (確定数)

数値:確定数(概数に修正を加えたもの)

集計客体:日本における日本人

(日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生の

ものは別掲)

公表:毎年*(調査年の翌年9月)

刊行物:

報告書(刊行は調査年の翌々年3月)

1 調査の対象及び客体

人口動態調査は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び 死産の全数を対象としているが、人口動態統計月報(概数)は日本において発生した日本人に関する事象を客体と したものである。

2 調査の期間

人口動態調査は、市区町村に届け出のあったとき調査票を常時作成するものであって、人口動態統計月報(概数)では次の調査票をとりまとめ、各月分として公表するものである。

	出生、死亡、死産の場合	婚姻、離婚の場合
1月分	1月中に発生し、1月1日~2月14日までに届け出られ、定められた期限までに厚生労働省へ報告されたもの。	1月1日~1月末日までに届け出られ、定められた期限までに厚生労働省へ報告されたもの。
2~11月の各月分	各月中に発生し、各月1日~各月の翌月1 4日までに届け出られ、定められた期限ま でに厚生労働省へ報告されたもの。ただ し、当該年中の前月以前に発生し、各月 の報告期限を過ぎたものも含む。	各月1日~各月末日までに届け出られ、定められた期限までに厚生労働省へ報告されたもの。ただし、当該年中の前月以前に発生し、 各月の報告期限を過ぎたものも含む。
12月分	12月中に発生し、12月1日~1月14日までに届け出られ、定められた期限までに厚生労働省へ報告されたもの。ただし、当該年中に発生し、各月の報告期限を過ぎたものも含む。	12月1日~12月末日までに届け出られ、定められた期限までに厚生労働省へ報告されたもの。 ただし、当該年中に発生し、各月の報告期限を過ぎたものも含む。
年計分 (12月分及び 月報年計(概数)で公表)	1月分から12月分までをまとめて集計して作成したもの。なお、この年計の数値は、おって公表される「人口動態統計年報(確定数)」の数値と若干相違するが、大局的な観察にはほとんど支障はないものと考える。	

3 調査の方法

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚について、市区町村長が受理した届書等をもとにして1件ごとに人口動態調査 要を作成する

調査票の提出経路は、市区町村→保健所→(保健所を設置する市・特別区)→都道府県→厚生労働省である。

4 結果の表章

- (1) 都道府県の分類は出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。
- (2) 死因については、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂 (ICD-10 (2013年版))」に準拠して設定される「疾病、傷害及び死因の統計分類 (平成27年2月13日総務省告示第35号)」によるものである。
- (3) 用語の説明

自然増減:出生から死亡を減じたもの

乳 児 死 亡 : 生後1年未満の死亡 新 生 児 死 亡 : 生後4週未満の死亡 早期新生児死亡 : 生後1週未満の死亡

死 産 : 妊娠満12週以後の死児の出産

周 産 期 死 亡 : 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

自然死産と人工死産 : 人工死産とは胎児の母体内生存が確実なときに人工的処置(胎児又は附属物に

対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより、死産に至った場合をいい、 それ以外はすべて自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは

自然死産とする。

ア 胎児を出生させることを目的とした場合

イ 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

(4) 表章記号の規約

(5) 諸率の計算式 (諸率の算出に用いた人口は、印刷用資料及びe-Statに掲載している。)

【その月分(年換算率)】

出生・死亡・婚姻・離婚率 =
$$\frac{\mathcal{E}_{0}$$
 その月の月間件数(出生、死亡、婚姻、離婚) \mathcal{E}_{0} × 1,000(または100,000) \mathcal{E}_{0} をの月の月初人口× \mathcal{E}_{0} 年間日数

自然増減率 =
$$\frac{$$
 その月の月間出生数 $-$ その月の月間死亡数 \times 1,000 その月の月初人口 \times $\frac{$ その月の月間日数 年間日数

乳児死亡率 =
$$-$$
 その月の月間乳児死亡数 $-$ その月の月間乳児死亡数 $-$ その月の月間日数 $-$ その月を含む過去1年間の出生数 \times $-$ その月を含む過去1年間の年間日数

新生児死亡率・早期新生児死亡率 =
$$\frac{$$
 その月の月間件数(新生児死亡、早期新生児死亡) \times 1,000 その月の月間出生数

周産期死亡率・妊娠満22週以後の死産率 = $\frac{$ その月の月間件数(周産期死亡、妊娠満22週以後の死産) $}{$ その月の月間出生数 + 月間妊娠満22週以後の死産数 $}$ \times 1,000

死産率・自然死産率・人工死産率 = $\frac{$ その月の月間死産数(総数、自然死産、人工死産) \times 1,000 \times 2の月の月間出産数(その月の月間出生数+その月の月間死産数)

【累計分(年換算率)】

出生・死亡・婚姻・離婚率 =
$$\frac{\sum_{i}$$
 (i 月の月間件数(出生、死亡、婚姻、離婚))
$$\frac{i 月の月間日数}{\text{年間日数}}$$
) 年間日数

自然増減率 =
$$\frac{\sum_{i}$$
 (i月の月間出生数) $-\sum_{i}$ (i月の月間死亡数) \sum_{i} (i月の月間日数 \sum_{i} (i月の月初人口× $\frac{i月の月間日数}{年間日数}$)

新生児死亡率・早期新生児死亡率 =
$$\frac{\sum_{i}$$
 (i月の月間件数(新生児死亡、早期新生児死亡)) Σ_{i} (i月の月間出生数) Σ_{i} (i月の月間出生数)

周産期死亡率・妊娠満22週以後の死産率 =
$$\frac{\sum_{i}$$
 (i月の月間件数(周産期死亡、妊娠満22週以後の死産)) $}{\sum_{i}$ (i月の月間出生数 + 月間妊娠満22週以後の死産数) $}$ × 1,000

死産率・自然死産率・人工死産率 =
$$\frac{\sum_{i}$$
 (i 月の月間死産数(総数、自然死産、人工死産)) \sum_{i} (i 月の月間出産数)

注: \sum_{i} は、1月からその月までの累計

【年計分(率)】

出生・死亡・婚姻・離婚率 =
$$\frac{1$$
年間の件数(出生、死亡、婚姻、離婚) 10 月1日現在の人口 \times 1,000 (または 100,000)

自然増減率 =
$$\frac{1$$
年間の出生数 $-$ 1年間の死亡数 \times 1,000 \times 10月1日現在の人口

乳児死亡率・新生児死亡率・早期新生児死亡率

周産期死亡率・妊娠満22週以後の死産率 = 1年間の件数(周産期死亡、妊娠満22週以後の死産) 1年間の出生数 + 1年間の妊娠満22週以後の死産数 × 1,000

死産率・自然死産率・人工死産率 =
$$\frac{1 年間の死産数 (総数、自然死産、人工死産)}{1 年間の出産数 (1 年間の出生数 + 1 年間の死産数)} \times 1,000$$